北九州港　PORT OF KITAKYUSHU

「この北九州港分区図は、北九州市長の承認を得て、建築都市局都市計画課所管の測量成果を複製して作成したものである。（承認番号 令和5年度北九建計計第 1352 号）」
「測量法に基づく下関市長承認（複製） 下都第 261 号」

令和六年三月

凡例 LEGEND

商港区	Commercial port area
工業港区	Industrial port area
特殊物資港区	Spacial cargo area(coal sand,etc)
漁港区	Fishery port area
保安港区	Inframmable cargo area
マリーナ港区	Marina area
修景厚生港区	Scenic and recreatin area
分区指定なし	Not specified
将来計画	Future plan
埋立造成中	Under construction
公共バース	Public wharf
港湾区域	Harbor boundary
区境界線	Ward boundary

凡例 LEGEND

道路	既 / In use	自動車専用道路 Motorway
	工事中・計画中 / Under construction or planning	
	既 / In use	一般国道・県道・その他の主要道 Industrial port area
	工事中・計画中 / Under construction or planning	

1：40，000

0　500　1,000　2,000　3,000　4,000 m

港湾法による分区の説明

分区の種類	説明
商港区	物資又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量の小売を目的とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
漁港区	水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
マリーナ港区	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
修景厚生港区	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域

北九州市臨港地区内の各分区における建設可能な構築物（抜粋）

○北九州市臨港地区内の分区における構築物の建築に関する条例（昭和 49 年 3 月 27 日　条例 9 号）

港湾施設	一	港湾法第２条５項（抜粋）
	三	荷役施設　記述省、記別省、積荷施、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
	三	係船施設　岸壁、係船浮標、係船ぐい、桟橋、浮桟橋、物揚場及び船渠
	四	臨港交通施設　道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
	五	前ず補助施設　前記構造物又に船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び誘導通信施設
	六	特殊貨物施設　固定式荷役機械、船舶通行用荷役機械、積み荷保管施設及び屋
	七	旅客施設　旅客乗降用固定施設、手荷物取扱施設、待合所及び雨よけ施
	八	保管施設　倉庫、貯蔵施設、貯木施設、危険物置場及び貯油施設
	八の二	船舶役務用施設　船舶のための給水施設、給油施設及び給油施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設及び入渠施設等施設
	八の三	港湾関連用施設　漁大施設、特定施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設
	九	港湾公害防止施設　汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用観測井戸その他の港湾における公害の防止のための施設
	九の二	廃棄物処理施設　廃棄物置場、廃棄物処理施設、廃棄物焼却施設、廃棄物埋立施設、廃棄物運搬船（第十三号に掲げる施設を除く。）
	九の三	港湾環境整備施設　緑地、植栽、広場、修景、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
	十	港湾厚生施設　船舶乗組員及び港湾における労働者の休憩所、診療所その他の福利厚生施設
	十の二	港湾管理業務施　港湾管理業務所、港湾管理棟（前各号及びその他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）
	十二	移転補償施設　移転のために補償及び移転の指導業務施設
商港区	(1)	法第２条第５項第２号から第１０号の２まで及び第１２号に掲げる港湾施設（荷扱場重量以下貯油設を除く。）
	(2)	陸上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、通信運送事業、貨物利用運送事業、質屋関連業その他市長が指定する事業を営む者の事務所及びその付帯施設
	(3)	前各ぜ生施設又は保管施設に付属する前各施設及び生活施設と施設並びにこれらの付帯施設
	(4)	港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他市長が指定する施設
	(5)	市長が指定する保税上運及びその付帯施設
	(6)	港湾の流通機能の高度化を図るためのトランクターミナル、羽田市場その他市長が指定する施設
	(7)	空港施設
	(8)	税関、出力通報局、海上保安局、検疫局、入国管理事務局、出力警報局、港湾管理者その他市長が指定する前以後の事務所
	(9)	港湾の物資又は労務現況の施設に対する事業に従事する者の利便の向に供するための飲食店、旅館及びホテル（延床面積等の規制は下関市の区域を除く。）、劇場、映画館、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケット、遊技場、料理店、飲食店、喫茶店、キャバレー、ダンスホール、個室付浴場その他これらに類する施設（前各号に掲げる施設を除く。）、銀行、郵便局、電気通信事業用施設、理容所、美容所、クリーニング所、写真業、自動車修理工場、ガス事業又は熱供給事業の用に供する施設及びこれらの付帯施設
工業地区	(1)	法第２条第５項第２号から第１０号の２まで及び第１２号に掲げる港湾施設
	(2)	原料又は製品の一部の輸送を陸上運送又は海洋運送に依存する製造事業又はこの関連事業の用に供する工場、これらの事業の用に供する倉庫業務運用設及び電気通信施設並びにこれらの付帯施設
	(3)	原料又は製品の一部の輸送を陸上運送又は海洋運送に依存する電気事業、ガス事業又は熱供給事業の用に供する工場及びこれらの付帯施設
	(4)	前之号に指定する事業その他市長が指定する事業に係る研究施設及びその付帯施設
	(5)	税関、出力通報局、海上保安局、港湾管理者その他市長が指定する前以後の事務所
	(6)	工業地区の内部において必要とし営業するその他の用に供する店舗の飲食、保健業の店舗、郵便局、銀行局、新行の支店その他市長が指定する便利施設
特殊物資港区	(1)	法第２条第５項第２号から第９号まで、第９号の３から第１０号の２まで及び第１２号に掲げる港湾施設（上屋及び貯蔵サイロを除く。）
	(2)	陸上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、通信運送事業、貨物利用運送事業その他市長が指定する事業を行う者の事務所及びその付帯施設
	(3)	港湾管理者その他市長が指定する前以後の事務所
漁港区	(1)	法第２条第５項第２号、第４号、第５号及び第８号の３から第１０号の２まで及び第１２号に掲げる港湾施設
	(2)	漁船のための保温施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設
	(3)	漁船の修理施設及び造船施設並びにこれらの付帯施設
	(4)	漁獲、漁下漁その他水産物の処理に必要な施設
	(5)	製氷工場及び冷凍工場その他の水産物の加工工場並びにこれらの付帯施設
	(6)	網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
	(7)	漁業会社、漁業組合その他市長が指定する団体又は従業者の事務所
	(8)	水産庁、港湾管理者その他市長が指定する前以後の事務所
	(9)	冷凍倉庫、冷蔵倉庫その他水産物の保管のための施設
	(10)	漁業関係者の利便の向に供するために必要とその他市長が指定する便利施設
保安港区	(1)	法第２条第５項第２号から第６号まで及び第８号の２から第１０号の２まで及び第１２号に掲げる港湾施設
	(2)	前各号に掲げる施設の保安に関する事業を営む者の事務所及びその付帯施設
	(3)	消火施設その他の危険防止施設
	(4)	前各号の施設及び危険物を取り扱う者の事務所及びその付帯施設
	(5)	消防署その他市長が指定する前以後の事務所
マリーナ港区	(1)	法第２条第５項第２号から第６号まで、第７号、第８号の２、第８号の３及び第９号の３から第１０号の２まで及び第１２号に掲げる港湾施設
	(2)	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供するための飲食店、売店、ホテル、駐車場その他これらに類する施設
	(3)	海上保安局、警察署、消防署その他市長が指定する前以後の事務所
	(4)	レクリエーション用船舶の利用者又はマリーナ関係の施設に関する事業に従事する者の利便の向に供するための施設、クラブ事務所、海洋レジャー用品販売店、飲食店、旅館、ホテル、駐車場その他市長が指定する便利施設
修景厚生港区	(1)	法第２条第５項第２号から第６号まで、第７号、第８号の２、第８号の３及び第９号の３から第１０号の２まで及び第１２号に掲げる港湾施設
	(2)	飲食その他の施設に関する従業の運営を図るための情報館、記念館その他市長が指定する施設及びこれらの付帯施設
	(3)	海上保安局、警察署、消防署その他市長が指定する前以後の事務所
	(4)	環境開者及び非意厚生施設の内の施設に対する事業に従事する者の利便の向に供するとのスポーツ・レクリエーション施設、海洋レジャー用品販売店、飲食店その他市長が指定する便利施設

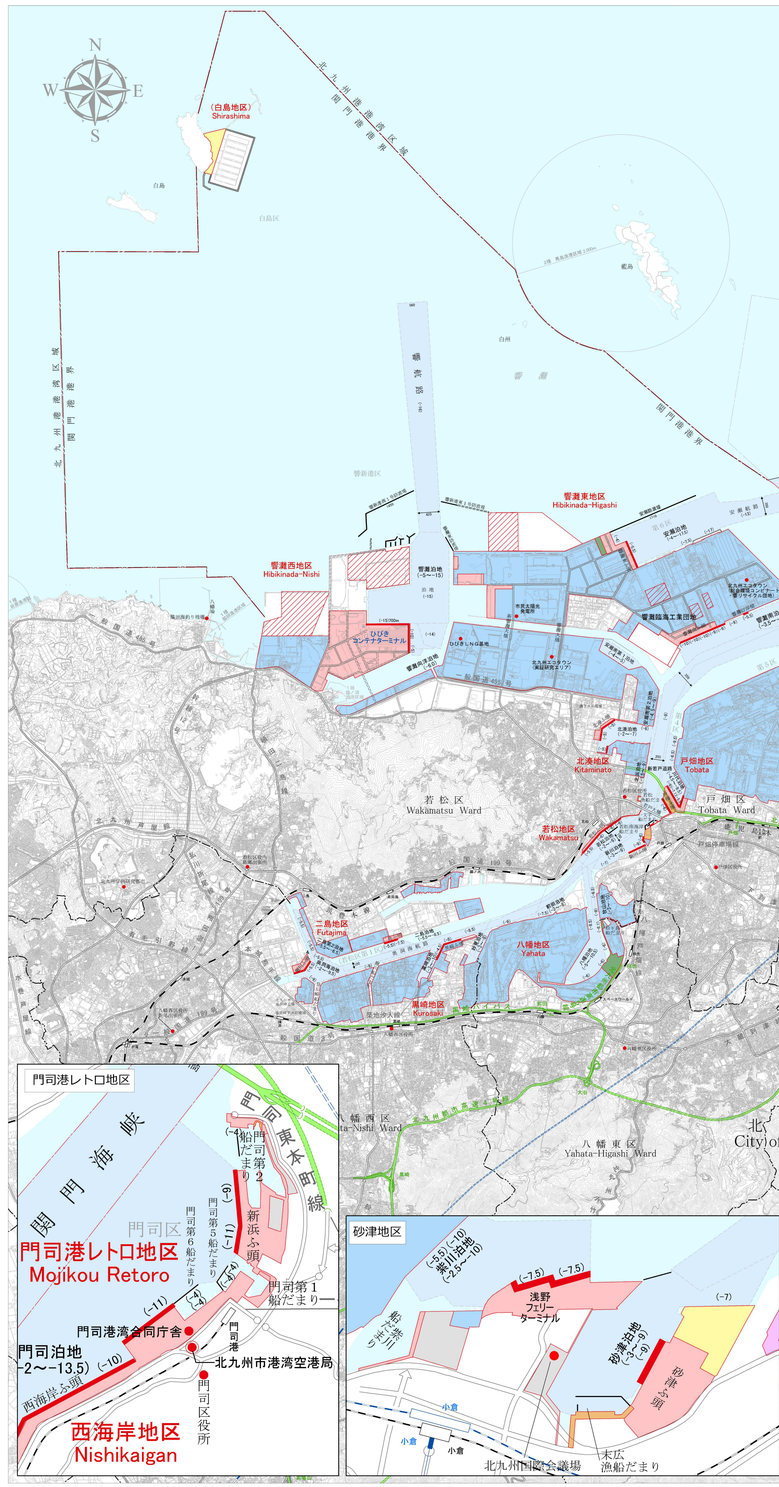

北九州市港湾空港局